

**審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善
に関する検討の進め方について
一実用発電用原子炉の規制基準等の見直しに係る取組計画の策定一**

令和2年1月15日
原 子 力 規 制 庁

1. 背景と趣旨

昨年10月23日に開催された第38回原子力規制委員会において、審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に係る今後の取組方針が了承された。(参考)

この取組方針では、適合性審査等により得られた経験や実績が豊富な実用発電用原子炉について、既に原子力規制委員会が許認可等の処分をしたものに係る審査経験・実績を基に、現行規制基準が規定する要求内容の更なる具体化・表現の改善等を行うため、検討課題を収集・整理・リスト化し、本年(令和2年)上半期中を目途に、原子力規制委員会の了承を得て規制基準の見直しに係る取組計画を策定することとしている。

また、この過程において、被規制者から公開の場で基準の明確化が望ましいもの等についての意見・提案を聴取することとしている。

本件について、次のような進め方で行うこととしたい。

2. 見直しの対象とする基準と検討の枠組

(1) 見直しの対象とする基準

見直しに係る取組計画の対象は、実用発電用原子炉の許認可処分の審査に当たつて使用された次の基準とする。

- ・設置許可基準規則及びその解釈
- ・技術基準規則及びその解釈

なお、これらの基準に関連する審査ガイド等については、収集された検討課題の内容や見直そうとする基準との整合性等を踏まえ、必要に応じ取組計画に含めることとする。

(2) 見直し検討の枠組

収集する検討課題の内容を踏まえ、地震・津波、設備設計等の分野ごとに、見直しを行おうとする許可基準規則及び解釈、並びに技術基準規則及び解釈等の見直しの取組計画について検討する。

その際、検討課題の収集・整理・リスト化及び取組計画案の策定等の作業に技術情報検討会を活用する。

3. 取組の全体的な流れ(別紙フロー図参照)

(1) 原子力規制庁内及び被規制者からの意見・提案の収集

2. (1)の基準等を対象に、要求内容の更なる具体化・明確化、表現の改善に資すると考えられる意見・提案を庁内で収集する。また、審査を受けた被規制者側からも同様の趣旨で意見・提案を聴取する。

(2) 検討課題の整理

収集された意見・提案について、分野ごとに府内の担当においてその取扱い、見直しに向けた検討課題等を整理する。更に、これらを踏まえて、見直しに向けた作業内容やスケジュール等を分野別に検討する。

(3) 取組計画案の策定

分野別の検討を踏まえ、また検討課題の共通性なども勘案し、全体として取り組む時期・順序等を整理・調整し、取組計画案を策定する。当該取組計画案については、原子力規制委員会の了承を得る。

(4) 見直しの作業の実施

原子力規制委員会の了承が得られた取組計画を基に、順次、見直し作業に着手する。なお、当該作業についても、分野ごとに府内の担当で作業を行う。作業の結果、規則等の改正案が整ったものは、その時点の進捗状況を反映した取組計画(改正案)とともに、原子力規制委員会に諮る。

4. 被規制者からの意見・提案の聴取

検討課題の収集に係る意見・提案は、各社共通の意見を取りまとめたATENAから聴取する。なお、個別被規制者からの意見も排除しない。意見聴取は原子力規制庁が公開の場で行う。また、取組計画の策定作業及び見直し作業の過程においても、必要に応じ、被規制者との意見交換を行う場(公開)を設定する。

ただし、セキュリティの観点から公開に適さない内容を含む場合には、非公開とする。

5. 今後のスケジュール(見込み)

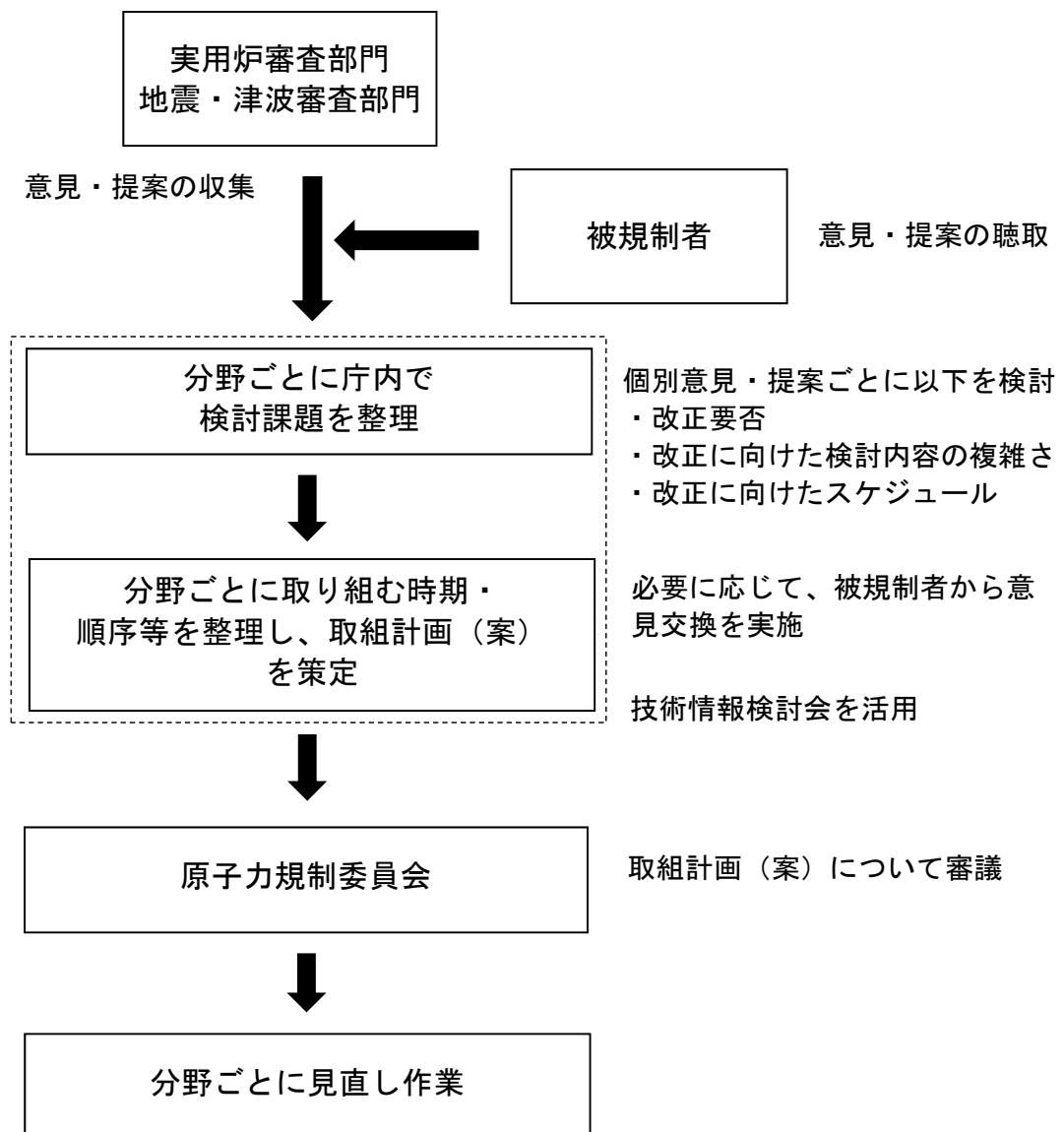
本年2月頃まで 原子力規制庁内及び被規制者からの意見・提案の収集及び聴取

5月頃まで 取組計画(案)の作成作業及び委員会に経過報告

上半期目途 取組計画(案)について委員会で審議

規制基準等の見直しに係る取組の流れ

審査の経験を踏まえて規制基準等を継続的に改善するプロセスを以下に示す。なお、整理の過程で緊急性が高いと判断された案件は必ずしもこれによらない。



審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について

令和元年10月23日
原子力規制庁

1. 背景・概要

原子力規制委員会は、第1期中期目標¹において、安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築に関し次のとおり定めている。

○最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

安全研究の実施や国内外の情報の収集・分析等により得られた最新の科学的・技術的知見、IAEA等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて規制基準を継続的に改善する。

原子力規制庁は、最新知見を規制に反映するためのプロセスを定め²、これに基づき、国内外の最新知見や安全情報の収集・分析、スクリーニング等を継続的に実施してきた。そして、これらの活動を通じて安全上重要な知見・情報が得られた際には、その重要性や緊急性を踏まえて、隨時、規制基準に反映する等の取組を的確に進めてきた。その結果、規制基準はその策定後においても継続的に充実・強化が図られており、今後も同様にこれらの取組を進めていく必要がある。

一方、同プロセスでは、こうした随时見直しの対象とならなかった事項についても概ね5年ごとに定期的な整理等を行う旨を定めている。今般、第1期中期目標期間(2015年4月1日から5年間)の満了を迎えるにあたり、規制基準の継続的な改善に関する取組を一層充実させる観点から、従来の取組に加えて、以下の取組を進めることとしたい。

2. 定期的な見直しの取組方針(案)

従来の取組において重要性や緊急性の観点から随时見直しの対象とならなかった審査経験や実績を規制基準に的確に反映し、規制基準の更なる具体化・明確化を図る。

具体的には、これまでの適合性審査等により得られた経験や実績が豊富な実用炉について、既に原子力規制委員会が許認可等の処分をしたものに係る審査経験・実績をもとに、分かりやすさの観点から、現行の規制基準が規定する要求内容の更なる具体化・表現の改善等を行う。

今後、被規制者から公開の場で基準の明確化が望ましいものについての意見・提案を聴取しつつ、半年程度をかけて検討課題を整理・リスト化し、来年(令和2年)上半期中を目途に、原子力規制委員会の了承を得て中長期的な取組計画を策定する。同計画に基づく取組状況等は適時に技術情報検討会³に報告し、公開性を確保する。

¹ 「原子力規制委員会第1期中期目標(平成27年2月制定、平成29年3月改定)」

² 平成28年第45回原子力規制委員会 資料3

³ 技術情報検討会(第32回(平成30年6月20日)以降は公開会合)

3. 今後の予定

被規制者から意見・提案を聴取するための公開の場の設定等について、本年内を目途に改めて原子力規制委員会にお諮りする。

なお、従来行っている隨時見直しの取組は、上記2. の取組にかかわらず、これまでどおり進める。